

暮らしの Information

募集

会計年度任用職員募集

児童厚生員 1名

- 応募資格／保育士資格または教員免許を有する方、児童関連事業に2年以上の従事経験を有する方
 - 任用期間／任用日〓翌年3月31日
 - 業務内容／遊びを通じた生活指導
 - 勤務時間／平日9時〓17時30分の間でシフト制
 - 勤務場所／南児童館
 - 賃金・待遇／月額11万〓15万円程度、期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
 - 申込方法／履歴書と資格証の写し、ハローワークの紹介状を提出
- 福祉医療課児童福祉係（保健福祉会館内） ☎23―0500

児童支援員 若干名

- 応募資格／保育士資格または教員免許を有する方、児童関連事業に2年以上の従事経験を有する方
 - 任用期間／任用日〓翌年3月31日
 - 業務内容／遊びを通じた生活指導
 - 勤務時間／平日は10時〓18時または13時〓16時、土曜・夏休みなどの長期休暇期間は8時〓18時の間でシフト制
 - 勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館
 - 賃金・待遇／月額11万〓15万円程度、期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
 - 申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
- 福祉医療課児童福祉係（保健福祉会館内） ☎23―0500
- 児童支援員補助 若干名

児童支援員 若干名

- 応募資格／子育て経験または児童関連業務の経験を有する方、児童福祉に関心のある方
 - 任用期間／任用日〓翌年3月31日
 - 業務内容／児童支援員の補助業務
 - 勤務時間／平日は14時〓18時、夏休みなどの長期休暇期間は8時〓14時または14時〓18時、小学校の授業時間により変更有。週20時間未満
 - 勤務場所／放課後児童クラブまたは北児童館または南児童館
 - 賃金／時給897〓1019円
 - 申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出
- ※空いた時間や長期休暇期間だけ仕事をしたという方は事前に児童福祉係にご相談ください
- 福祉医療課児童福祉係（保健福祉会館内） ☎23―0500
- 学校給食配膳員 1名

児童支援員 若干名

- 応募資格／健康な方
 - 任用期間／任用日〓翌年3月31日
 - 業務内容／学校給食配膳業務
 - 勤務時間／平日9時30分〓13時45分、夏休みなどの休校期間は休み
 - 勤務場所／俱知安中学校
 - 賃金・待遇／時給897〓1019円、期末手当・通勤手当有
 - 申込方法／履歴書とハローワークからの紹介状を提出
- 教育委員会学校教育課学校給食センター ☎22―0506
- 小中学校学習支援員 若干名
- 応募資格／小中高いずれかの教員免許
 - 任用期間／任用日〓翌年3月31日
 - 業務内容／学習支援（学校授業補助、学校行事補助、指導補助）
 - 勤務時間／8時〓15時30分のうち5時間程度、週休二日制（土日祝）

※学校行事で土・日曜勤務の場合には振替休日有。長期休暇中の勤務は無く、その間の賃金支給も無し

- 勤務場所／町内の小中学校
 - 賃金・待遇／時給951〓1019円、社会保険・雇用保険・期末手当・通勤手当有
 - 申込方法／履歴書（写真貼付）と教員免許状の写しを提出
- 教育委員会学校教育課学校教育係 ☎56―8018

自衛官募集

- 受験資格／18歳以上33歳未満の者
 - 自衛官候補生（第1回）
 - 受付期間／4月1日(水)〓5月22日(金)
 - 試験期日／男子は5月28日(木)〓31日(日)、女子は5月29日(金)・30日(土)
 - 一般曹候補生（第1回）
 - 受付期間／受付中〓5月15日(金)
 - 試験期日／5月23日(土)（一次）
- 俱知安地域事務所 ☎23―3540
- 古谷 和 ☎23―3165
清水 礼 子 ☎22―0075
佐名木 幸 子 ☎22―4302

国税専門官・労働基準監督官募集

- 受験資格／平成2年4月2日〓平成11年4月1日生まれの者、平成11年4月2日以降生まれの者で令和3年3月までに大学を卒業見込みの者など。詳細は問合せ
 - 申込方法／4月8日(木)までに次の専用ページから申込
- ☎ http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
- 一次試験／6月7日(日)

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

土地家屋の価格などの縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

- 日時／4月1日(水)～6月1日(月) 8時45分～17時30分※土・日曜、祝祭日を除く
- 場所／役場1階資産税係（窓口⑩）
- 国税務課資産税係 ☎56―8004

【縦覧】
納税者が所有する土地家屋の価格と町内の他の土地家屋の価格を比較できるように縦覧帳簿に記載された次の事項を縦覧できます。

- 土地＝所在、地番、地目、地積、価格
 - 家屋＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
- 縦覧できる人は本町の固定資産税納税者とその同居親族、納税管理人、納税者の委任状のある代理人に限られます。なお、土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、土地家屋両方の納税者は土地家屋両方の縦覧ができます。

【閲覧】
自己の所有する固定資産税の課税台帳は、所有者とその同居親族、納税管理人、委任状のある代理人が閲覧できます。また、借地・借家人などの土地・建物について賃借権を有する人も、その権利の対象となる固定資産について記載された部分を閲覧することができます。この場合、賃貸借契約書などの権利を証明する書類の提示が必要です。 ※縦覧や閲覧するときは運転免許証、健康保険証などの身分証明書を必ず持参してください

納め忘れはありませんか？

税金の納め忘れのある方は、至急納付してください。また、「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けています。お気軽に納税係（窓口⑨）へ連絡またはお越しください。

■国税務課納税対策室納税係 ☎56―8002

国税専門官は札幌国税局人事第二課採用担当 ☎011―231―5011、労働基準監督官は北海道労働局総務部総務課 ☎011―709―2311

スポーツ少年団員募集

- バスケットボール少年団
 - 対象／小学生の男女
 - 活動日時／毎週水・金曜の18時〓19時30分
 - 活動場所／総合体育館
 - 入団費／年会費6千円と保険代800円
 - 結団式／4月24日(金)（予定）
 - 團新保 ☎090―4875―1809
 - 剣道少年団
 - 対象／中学生の男女
 - 活動日時／毎週火・木・土曜の18時30分〓20時
 - 活動場所／総合体育館柔剣道室
 - 入団費／年間9千円(保険代含む)
 - 活動内容／礼法、剣道の基礎、各種大会への参加など
 - 高橋 ☎22―3234
 - バドミントン少年団
 - 対象／小学2年〓中学3年生の男女
 - 活動日時／毎週木曜の18時30分〓20時30分※希望者は毎週月・水曜に俱知安小学校で練習可
 - 活動場所／総合体育館
 - 入団費／年会費5千円と保険代800円
 - 結団式／4月9日(木)18時30分〓、総合体育館研修室
- ※申込用紙は総合体育館に設置
- 常盤 ☎080―1892―0001
- バレーボール少年団

対象／小学生の男女

- 活動日時／毎週火・木曜の18時30分〓21時、4月〓11月は、それ以外に毎週土曜の9時〓12時
- 活動場所／俱知安小学校
- 入団費／4100〓7千円(保険代含む、年度により変動有)
- 團根 ☎090―1525―2313
- ソフトボール少年団
- 対象／小学生の男女
- 活動日時／毎週月・火・金曜の16時30分〓18時30分
- 活動場所／俱知安小学校
- 入団費／3千円(登録・保険代含む)
- 團竹内 ☎080―1896―3898
- パークゴルフ協会会員募集
- 初心者歓迎。町民どなたでも入会できます。入会費は2千円です。
- 主な活動／5月〓10月、月一回月例コンペ開催、他町村の大会参加
- 活動場所／旭ヶ丘パークゴルフ場
- 申込方法／4月10日(金)までに事務局または同協会会員まで直接申込
- ※以降も随時受付
- 俱知安パークゴルフ協会事務局 ☎22―4985（中田正男）

周知

医療費の助成

町内に住民登録がある健康保険加入者で、対象となる方に医療費助成をします。役場国保医療係で手続きをしてください。

子ども医療費

■対象者／中学生以下の子ども

■助成内容／入院・通院および指定

訪問看護

- 自己負担額／初診時一部負担金のみ
 - ひとり親家庭等医療費
 - 対象者／20歳未満の子どがいる母子・父子家庭の親子または両親のいない家庭の子ども※所得制限有
 - 助成内容／入院・通院および指定訪問看護※親は入院および訪問看護のみ
 - 自己負担額／初診時一部負担金または医療費の1割
- 福祉医療課保健医療室国保医療係 ☎56―8006

国民健康保険税の税率と課税限度額変更のお知らせ

令和2年度の区分ごとの税率・限度額は次のとおりです。

区分	令和元年度	令和2年度	備考
医療（基礎）分	所得割（％）	7.5	1%↓
	均等割（円）	25,000	30,000 5,000円↑
	平等割（円）	22,000	21,000 1,000円↓
後期高齢者支援金分	限度額（円）	580,000	30,000円↑
	所得割（％）	2	2 据え置き
	均等割（円）	8,000	10,000 2,000円↑
介護納付金分	平等割（円）	6,000	6,500 500円↑
	限度額（円）	190,000	190,000 据え置き
	所得割（％）	1.7	1.75 0.05%↑
限度額計（円）	均等割（円）	9,000	11,500 2,500円↑
	平等割（円）	5,000	5,500 500円↑
	限度額（円）	160,000	160,000 据え置き
限度額計（円）	930,000	960,000 30,000円↑	

■福祉医療課保健医療室国保医療係 ☎56―8006

児童扶養手当等の額の改定

4月1日から、手当額が次のとおり改定されます。

手当の名称	3月まで	4月から
児童扶養手当 (全部支給)	42,910円	43,160円
児童扶養手当 (一部支給)	~10,120円	~10,180円
特別児童扶養手当 (1級)	52,200円	52,500円
特別児童扶養手当 (2級)	34,770円	34,970円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
経過的福祉手当	14,790円	14,880円

福祉課児童福祉係・社会福祉係 ☎23-0500、後志総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係 ☎23-1938、子ども子育て支援室 ☎23-1935

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討(放たれている犬も対象)を実施します。

- 日時/4月1日(休)~6月30日(休)
- 愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。
- ① 放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
- ② 散歩の際は必ずリードを装着する
- ③ 犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
- ④ 犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する

消防署からのお知らせ

春は火災の多い季節です

少しずつ暖かくなり、春の兆しが感じられる季節となりました。全国的に、春は一年で最も火災が多い季節です。空気が乾燥し、風が最も強い季節であるため、特に林野火災が多いのが特徴です。

4月20日から30日までの間、春の火災予防運動を実施します。家庭での火の取扱いや住宅用火災警報器の作動確認など、今一度ご確認をお願いします。

屋外でごみを燃やす行為(野焼き)は、ブロック囲いやドラム缶などを使用しても法律で禁止されています。農業や林業を営むためにやむを得ず野焼きなどを行う際は、消防署に連絡をし、日没や風の強い時間帯を避け、十分注意し実施するようにお願いします。

2月末までの災害出動状況

	令和2年	平成31年
火災	2件	4件
救急	241件	242件
救助	10件	5件
その他	23件	23件

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎56-8008

令和2年度移動献血車来町予定

実施日	場所	受付時間
令和2年	4月15日(水)	JA ようてい 9時~11時30分 倶知安厚生病院 13時~16時
	6月25日(木)	倶知安町役場 9時~11時30分 / 13時~16時
	8月20日(木)	後志総合振興局 9時~11時30分 / 13時~16時
	9月2日(水)	JA ようてい 9時~11時30分 倶知安厚生病院 13時~16時
	10月22日(木)	倶知安町役場 9時~11時30分 / 13時~16時
	12月16日(水)	後志総合振興局 9時~11時30分 / 13時~16時
令和3年	3月4日(木)	倶知安町役場 9時~11時30分 / 13時~16時30分

倶知安町献血推進協議会(住民環境課内) ☎56-8005

倶知安町奨学生を募集

町内在住で、この春に高校・大学に進学するなどし、さらなる学業向上を目指すお子さんがいる保護者の方への奨学金制度です。

■募集区分と奨学金額/高校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校

まちの事件簿

2月の主な事件

- ▽ 窃盗事件の発生
商業施設前のスキーラックから、スノーボードが盗まれる事件がありました。
- ▽ 2月の主な交通事故
4日、山田地区において、車両同士の追突事故が発生しました。
※他にも町内において、同様の追突事故が2件発生しました
- ▽ 6日、花園地区の交差点において、出会い頭の衝突事故が発生しました。
- ▽ 7日、山田地区の交差点において、出会い頭の衝突事故が発生しました。
- ※他にも山田地区において、車両同士の追突事故が発生しました
- ▽ 15日、町内において、車両同士の衝突事故が発生しました。

2月末までの町内交通事故発生状況

	令和2年	平成31年
人身	5件	11件
物損	207件	246件
死者	0名	0名

消費者コーナー
倶知安消費者協会

倶知安消費者協会総会にご出席ください

- 日時/4月22日(水)10時~
- 場所/文化福祉センター中ホール
- 情報に惑わされず規則正しい生活を**
世界的な広がりが心配される新型コロナウイルス感染症は、人の往来の規制や旅行のキャンセル、各種イベントの中止、学校の休校、職場によっては出勤停止など、生活に影響が出ており、医療や経済の混乱にもつながっています。
- 私たちは、規則正しい生活をし、感染源を断ち切る行動を取りましょう。また、誤った情報に惑わされることのないように注意しましょう。
- 新型コロナウイルスの一日も早い終息を祈るところです。

- 消費生活相談室(公民館1階団体室)
- 月・水・金曜日10時~15時 ☎23-1522

大規模盛土造成地マップの掲載

近年の地震において、全国的に大規模に盛土造成された宅地での地滑り被害が発生している状況を踏まえ、国は今年度、宅地の耐震性の推進強化を目的とした大規模盛土造成地マップ作成調査を実施し、その結果、倶知安町内で12カ所の大規模盛土造成地が確認されました。

このマップは、過去の地形図や空中写真などを重ね合わせ、その標高差から、おおむねの位置や規模を抽出したものです。今回示された箇所が地震時に必ずしも危険ということではありませんが、町民に広く知ってもらい、これまで以上に防災意識を高めることを目的とし、町HPに掲載しています。※まちづくり新幹線課窓口にも設置

まちづくり新幹線課 ☎56-8012

公民館文化講座・寿大学

令和2年度も実施しますので、お気軽にご参加ください。詳しくは本号折込チラシをご覧ください。

公民館 ☎56-8018

「民法」という法律があります。契約のルールや結婚、相続といった家族に関するルールを定めた法律で、私たちの生活と深い関わりを持つ法律です。この民法の中には、ある動物が登場するのですが、それは一体何でしょうか。人間に一番身近な動物である犬?それとも、農業に必要な牛馬?

答えは「蚕」で、蚕の卵と桑の葉の売買に関する規定(民法311条と322条)に登場します。養蚕は明治時代、日本の重要な産業であり、多くの家庭で蚕を飼っていました。民法が制定された当時の人々の暮らしが見て取れます。民法には、2005年までは「旅客、其従者及ヒ牛馬ノ宿泊料」という形で「牛馬」も登場していました。時代劇の宿場町を思い起こさせます。

犯罪行為と刑罰について規定する「刑法」。明治13年に太政官布告により定められた旧刑法においては、電気の窃盗について想定していませんでした。そのため、明治時代には電気を勝手に使用する行為が窃盗に当たるかが争われた事件がありました。控訴審においては、「電気はエーテルの振動現象であり、物質ではない」という大学教授の証言もあり、無罪となりましたが(エーテル理論は、現在では採用されていない物理学理論です)、大審院は、電気も管理可能であるとして有罪としました。このような論争を受け、明治45年に施行された刑法においては、「電気は、財物とみなす」との規定が設けられました。

古くに作られた法律をひもとくと、当時の人々の暮らしや歴史を垣間見ることができます。

法律から歴史が見える



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎21-6228

ごめいふくをお祈りします

3月16日(月)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和2年2月末現在

人	口	16,888人(前月比-119)
男		8,761人(前月比-65)
女		8,127人(前月比-54)
世帯数		9,851世帯(前月比-107)
うち外国籍住民		2,497人(前月比-105)